

千葉県立保健医療大学奨学寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学奨学交付金交付要綱（平成21年10月22日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱規程における用語の定義は、要綱に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 教育研究担当者

奨学交付金により教育研究等を担当する千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）の教職員

(奨学寄附金の受入れ制限)

第3条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、奨学寄附金として受け入れることができない。

(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

(2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。

(4) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

(5) 寄附金を受け入れることによって財政負担を伴うもの。

(6) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件。

(奨学寄附金の申込み)

第4条 奨学寄附金の申込みは、奨学寄附金申込書（様式第1号）により学長に行うものとする。

(受入れの決定)

第5条 奨学寄附金の受入れの決定は学長が行う。

2 学長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附申込者へ奨学寄附金受入通知書（様式第2号）を送付する。

3 学長は、寄附申込者からの入金を確認したときは、寄附者に対し奨学寄附金受入証明書（様式第3号）を送付する。

(奨学交付金の配分)

第6条 学長は、寄附者が寄附申込書により指定した目的に従い奨学交付金を配分する

ものとする。

- 2 寄附者が寄附申込書により目的を包括的に指定したときは、学長が使途を特定するものとする。

（実施計画書の提出）

第7条 教育研究担当者は、奨学交付金実施計画書（様式第4号）を学長あて提出するものとする。

（完了報告書の提出）

第8条 教育研究担当者は、当該教育研究等が完了したときは、奨学交付金完了報告書（様式第5号）を、学長に提出するものとする。

（委任）

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年11月2日から施行する。

奨学寄附金申込書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

寄附申込者 住所
氏名 印

千葉県立保健医療大学における教育研究を奨励するため、下記のとおり寄附を申込みます。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附金の寄附予定時期 年 月 日
- 3 寄附の目的 （目的の項目を○で囲み、使途を特定するときは内容を御記入ください。）

項 目	内 容 （研究課題，研究担当者等）
研 究	
図書，機械，器具 及び標本等の購入	
地域貢献	
そ の 他	

- 4 寄附の条件
- 5 その他

獎學寄附金受入通知書

保医大第 号

年 月 日

寄附申込者 様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けでお申し込みいただきました下記奨学寄附金につきましては、ありがたくお受けいたします。

記

- ## 1 寄附の目的

- ## 2 寄附の条件

- 3 寄附金額 金 円

奨学寄附金受入証明書

保医大第 号

年 月 日

寄附申込者 様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで受入を通知した下記の奨学寄附金について、確かに収納いたしました。御趣旨に沿いありがたくお受けしましたので、御通知申し上げます。

記

1 寄附金額

門

奨学交付金実施計画書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

教育研究担当者
氏名 印

寄 附 者	
寄 附 金 額	
寄附の目的及び条件	

1 概要

2 実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

奨学交付金完了報告書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

教育研究担当者

氏名

印

寄 附 者	
寄 附 金 額	
寄附の目的及び条件	

1 概要

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで